

2024年9月27日

各位

東京都港区元麻布三丁目1番6号
株式会社メタプラネット
代表取締役サイモン・ゲロヴィッチ

臨時株主総会招集のための基準日設定公告

当社は、2024年12月開催予定の臨時株主総会において議決権を行使することができる株主を確定するため、2024年10月29日（火曜日）を基準日と定め、同日の最終の株主名簿に記載または記録された株主をもって、その議決権を行使することができる株主といたします。

記

株主名簿管理人 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
三井住友信託銀行株式会社
同事務取扱場所 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

以上